

○愛知県道路公社建設工事成績評定要領

制 定 平成 9年 4月 1日
最終改正 令和 7年 7月 1日

(目的)

第1条 この要領は、愛知県道路公社の発注する建設工事（土木工事・建築工事）及び施設維持管理等業務のうち草刈工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額が1件250万円以上の建設工事（ただし指示票にて行う工事は除く）
- (2) 契約金額が1件250万円以上の施設維持管理等業務のうち草刈工事

(評定者)

第3条 土木工事及び施設維持管理等業務のうち草刈工事における工事成績の評定者は、愛知県道路公社建設工事等検査要領に定める検査員並びに愛知県道路公社土木工事監督要領に定める監督員とするものとする。

2 建築工事における工事成績の評定者は、愛知県道路公社建設工事等検査要領に定める検査員並びに愛知県道路公社建築工事監督要領に定める監督員とするものとする。

(評定の方法)

第4条 評定は、契約ごとに独立して行うものとする。

- 2 評定は、工事の完成したときに評定を行うものとする。
- 3 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

(評定の作業)

第5条 建設工事成績の評定は、土木工事及び施設維持管理等業務のうち草刈工事は、別紙 工事成績評定表（土木工事編）、建築工事は、別紙 工事成績評定表（建築工事編）により行う。

2 土木工事及び施設維持管理等業務のうち草刈工事の評定作業の詳細は、愛知県が定める「建設工事成績評定作業の指針(案)」に準じて、建築工事の評定作業の詳細は、愛知県が定める「建築工事成績評定作業の指針(案)」に準じて行う。なお、この場合「建設

企画課土木工事検査G」及び「建設企画課建築技術・工事検査G」を「事業課」と、「愛知県週休2日工事実施要領（土木工事編）・（港湾・漁港工事編）・（空港土木工事編）」を「愛知県道路公社週休2日工事実施要領」と読み替えるものとする。

(評定表の提出等)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を理事長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 理事長は、評定者から評定表の提出があったときは、速やかに、建設工事及び施設維持管理等業務のうち草刈工事の請負者に対して、評定の結果を工事成績評定結果通知書（様式第1）に、項目別評定点（様式第2）を添付し通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 理事長は、前条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 理事長は、前項の修正を行ったときは、工事成績評定結果再通知書（様式第3）により遅滞なくその結果を当該工事の請負者に通知しなければならない。

(修正後の評定)

第8条の2 前条の規定により、修正した評定の効力は、評定結果の修正通知後、将来に向かって生じるものとする。また、第7条による通知は前条の通知と同時に効力を失うものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律に規定する行政機関の休日）を含む。）（以下「休日」という。）以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

なお、当該書面は、理事長に提出させるものとする。

2 理事長は、前項による説明を求められたときは、説明請求回答書（様式第4）により回答するものとする。

(再説明請求等)

第10条 第9条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、回答した者に対して、再説明を求めるこ

とができる。

- 2 前項の書面の提出先は、前条第1項の規定によるものとする。
- 3 理事長は、第1項による再説明を求められたときは、再説明請求回答書（様式第5）により回答するものとする。

（書類様式）

第11条 第5条から前条までの規定に基づく各書類の様式については、愛知県建設局「建設工事成績評定要領」に準ずるものとする。なお、この場合「愛知県」を「愛知県道路公社」と、「知事」を「理事長」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。